

# ケアマネジャーが解説する よくわかる介護保険

公的介護保険サービスを使いたい場合は、申請が必要です。



## まずは要介護度の認定申請が必要です

公的介護保険を受けるには、ご本人またはご家族などが区役所・地区健康福祉ステーションの担当窓口で要介護度の認定申請が必要です。手続きのやり方が解らない場合は、お近くのケアマネジャー、地域包括支援センターなどへ申請代行の依頼もできます。

### ■申請時の持ち物

1. **介護保険証**。但し、40歳以上65歳未満の方は、要介護度が認定される前は介護保険証がないため、医療保険の被保険者証。
2. **診察券など**（かかりつけ医の連絡先がわかるもの）
3. **ご印鑑**

※40歳以上65歳未満の方は、国が定めた16の特定疾病（がん末期、脳血管疾患等）の診断が申請条件となります。詳しくは本誌第4号をご覧ください。

## 認定調査を受けて、判定、認定、通知されます

認定調査員がご自宅に訪問してご本人やご家族などから心身の状態や日頃のご様子などを調べます。

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査して、要介護度または非該当が判定されます。

判定結果にもとづいて、市が認定して申請日から原則30日以内にご本人へ通知されます。

※主治医意見書は、区役所・地区健康福祉ステーションから申請書に書かれた医師に依頼します。